# 旧漁業法に基く省令の効力に関する省令 （昭和二十五年農林省令第十八号）

#### 第一条（根拠規定の変更）

旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）に基いて定めた左に掲げる省令は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定に基いて定められたものとする。

#### 第二条（汽船トロール漁業取締規則の廃止）

汽船「トロール」漁業取締規則（明治四十二年農商務省令第三号）は、廃止する。

# 附　則

##### １

この省令は、漁業法施行の日（昭和二十五年三月十四日）から施行する。

##### ２

この省令施行前に第一条に掲げる省令の規定に基いてした行政庁の命令、処分その他の行為は、別に定めるものを除き、それぞれ、この省令により漁業法の規定に基いて定めたものとした省令の相当規定に基いてしたものとみなす。

##### ３

この省令施行前に漁業を営む者、船長又はその他の乗組員がした行為に対する漁業の許可の取消、漁業の停止、碇泊命令、下船命令等の漁業取締上行う行政庁の処分についての規定の適用に関しては、この省令施行後でも、なお従前の例による。

##### ４

この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、この省令施行後でも、なお従前の例による。